

平成 2 9 年 第 5 回

各務原市議会定例会議案

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日

目 次

議第 7 1 号	平成 2 9 年度各務原市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議第 7 2 号	平成 2 9 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 7 3 号	平成 2 9 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）	別冊
議第 7 4 号	平成 2 9 年度各務原市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 7 5 号	各務原市部設置条例の一部を改正する条例について	1 頁
議第 7 6 号	各務原市監査委員条例の一部を改正する条例について	3 頁
議第 7 7 号	各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部を改正する条例について	5 頁
議第 7 8 号	各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を 改正する条例について	8 頁
議第 7 9 号	各務原市中山道鵜沼宿町屋館・脇本陣条例について	1 0 頁
議第 8 0 号	各務原市公民館条例の一部を改正する等の条例について	1 5 頁
議第 8 1 号	各務原市歴史民俗資料館条例について	1 7 頁
議第 8 2 号	各務原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 について	2 0 頁
議第 8 3 号	岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について	2 2 頁
議第 8 4 号	財産の無償譲渡について（那加保育所）	3 9 頁
議第 8 5 号	財産の無償譲渡について（更木保育園（旧更木保育所））	4 1 頁
議第 8 6 号	財産の無償譲渡について（鵜沼東保育所）	4 3 頁
議第 8 7 号	財産の無償譲渡について（蘇原南保育所）	4 5 頁
議第 8 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市丸子町ふれあ いセンターほか 1 施設）	4 7 頁
議第 8 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（岐阜かかみがはら航空 宇宙博物館）	4 8 頁
議第 9 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市民会館ほか 1 施設）	4 9 頁
議第 9 1 号	市道路線の認定について（市道鵜 1 3 9 1 号線ほか 1 路線）	5 0 頁
議第 9 2 号	市道路線の廃止及び認定について（市道那 4 2 4 号線ほか 1 路 線）	5 3 頁

議第 7 5 号

各務原市部設置条例の一部を改正する条例について

各務原市部設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の設置に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市部設置条例の一部を改正する条例

各務原市部設置条例（昭和 5 5 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表産業活力部の項第 4 号中「航空宇宙科学博物館」を「航空宇宙博物館」に改める。

附 則

この条例は、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例（平成 2 9 年条例第 1 6 号）の施行の日から施行する。

議第 7 6 号

各務原市監査委員条例の一部を改正する条例について

各務原市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市監査委員条例の一部を改正する条例

各務原市監査委員条例（昭和３９年条例第３号）の一部を次のように改正する。
第４条中「第２４３条の２第３項」を「第２４３条の２の２第３項」に改める。

附 則

この条例は、平成３２年４月１日から施行する。

議第 7 7 号

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、関係規定を整備する等のため、この条例を定めようとする。

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１９の項中

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの
外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
生活保護関係情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
児童福祉法による障害児入所支援又は障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」

を

「

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に

」

改め、同表２２の項中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」に改め、同表２４の項中

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

」

を

「

障害者関係情報であって規則で定めるもの
地方税関係情報であって規則で定めるもの

に、

」

「		「	
生活保護関係情報であって規則で定めるもの	を	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	に
」			」

改める。

附 則

この条例中別表第２の１９の項及び２２の項の改正規定は公布の日から、同表２４の項の改正規定は平成３０年４月１日から施行する。

議第 78 号

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

学校教育法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成２８年条例第４６号）
の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「第２９条に規定する休業日」を「第２９条第１項の規定により教育委員会が定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 9 号

各務原市中山道鵜沼宿町屋館・脇本陣条例について

各務原市中山道鵜沼宿町屋館・脇本陣条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

中山道鵜沼宿町屋館及び中山道鵜沼宿脇本陣の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市中山道鵜沼宿町屋館・脇本陣条例

(設置)

第1条 地域文化の創造に大きな役割を果たしてきた歴史的財産である中山道鵜沼宿を拠点として、市の観光情報を発信するとともに、地域住民の交流を促進し、もって地域の活性化を図るため、市に中山道鵜沼宿町屋館及び中山道鵜沼宿脇本陣（以下「町屋館等」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 町屋館等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
各務原市中山道鵜沼宿町屋館	各務原市鵜沼西町1丁目116番地3
各務原市中山道鵜沼宿脇本陣	各務原市鵜沼西町1丁目137番地

(事業)

第3条 町屋館等は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市の観光情報の発信に関すること。
- (2) 来訪者への観光案内に関すること。
- (3) 地域住民の交流の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(入館の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 感染症の疾病にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
- (3) 公益を害し、又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (4) 建物又は附属設備等を損傷するおそれがある者
- (5) その他町屋館等の管理上支障があると認められる者

(使用の許可)

第5条 別表に掲げる施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないこ

とができる。

- (1) 公益を害し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 主として営利を目的とする興行その他これに類するものと認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (5) その他施設を使用させることが適当でないと認められるとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用の許可の取消し等）

第8条 市長は、使用者又はその使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったと認めるとき。
- (4) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。

2 前項の規定により、使用の許可を取り消され、又は使用の中止を命ぜられたことにより、使用者が受けた損害については、市は、その責めを負わない。

（使用料）

第9条 使用者は、別表に定める額の使用料をあらかじめ納付しなければならない。

ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 市長は、公益上特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復の義務）

第10条 使用者は、施設の使用が終わったとき、又は第8条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、これを代行し、使用者からその費用を徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、施設の使用に際し、建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(意見の聴取)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、第6条第4号に該当するかどうかについて、各務原警察署長の意見を聴くことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に各務原市歴史民俗資料館条例(平成29年条例第 号)による改正前の各務原市歴史民俗資料館条例(昭和53年条例第31号)の規定により教育委員会が行った使用の許可その他の行為で同日以後の使用に係るものは、この条例の相当規定により市長が行った使用の許可その他の行為とみなす。

別表(第5条、第9条関係)

(各務原市中山道鵜沼宿町屋館)

区分	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
和室1	100円	100円	100円	100円	300円
和室2	100円	100円	100円	100円	300円

(各務原市中山道鵜沼宿脇本陣)

区分	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
和室1	50円	50円	50円	50円	150円
和室2	80円	80円	80円	80円	240円
和室3	100円	100円	100円	100円	300円
和室4	100円	100円	100円	100円	300円
和室5	100円	100円	100円	100円	300円
和室6	100円	100円	100円	100円	300円

和室 7	8 0 円	8 0 円	8 0 円	8 0 円	2 4 0 円
和室 8	8 0 円	8 0 円	8 0 円	8 0 円	2 4 0 円
和室 9	1 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円	3 0 0 円
板間 1	1 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円	3 0 0 円
板間 2	1 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円	3 0 0 円
土間	1 3 0 円	1 3 0 円	1 3 0 円	1 3 0 円	3 9 0 円

議第 8 0 号

各務原市公民館条例の一部を改正する等の条例について

各務原市公民館条例の一部を改正する等の条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

青年館を廃止し、東ライフデザインセンターの貸館施設を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市公民館条例の一部を改正する等の条例

(各務原市公民館条例の一部改正)

第1条 各務原市公民館条例（平成5年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「伝染病の病気」を「感染症の疾病」に改める。

別表（各務原市東ライフデザインセンター）の部を次のように改める。

(各務原市東ライフデザインセンター)

区分	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午後9時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
研修室	300円	300円	300円	300円	300円	300円	150円	1,650円
料理実習室	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	500円	5,500円
和室	500円	500円	500円	500円	500円	500円	250円	2,750円
学習室	300円	300円	300円	300円	300円	300円	150円	1,650円
体育室	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	500円	5,500円

(各務原市青年館条例の廃止)

第2条 各務原市青年館条例（昭和50年条例第18号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第2条の規定による廃止前の各務原市青年館条例の規定により市長が行った利用の許可その他の行為で同日以後の使用に係るものは、第1条の規定による改正後の各務原市公民館条例の相当規定により教育委員会が行った使用の許可その他の行為とみなす。

(各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中

少年センター運営委員会	委員	日額	6,500円
青年館運営委員会	委員	日額	6,500円

を

「

少年センター運営委員会	委員	日額	6,500円
-------------	----	----	--------

に改める。」

議第 8 1 号

各務原市歴史民俗資料館条例について

各務原市歴史民俗資料館条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

歴史民俗資料館の位置を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市歴史民俗資料館条例

各務原市歴史民俗資料館条例（昭和53年条例第31号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地域文化の創造に大きな役割を果たしてきた歴史的財産に関する資料を収集し、発信することにより、郷土の歴史、地理、自然及び民俗に対する認識を高め、市民のふるさと意識の高揚を図り、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、市に歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
各務原市歴史民俗資料館	各務原市那加門前町3丁目1番地3
各務原市木曾川文化史料館	各務原市川島松倉町1951番地4

（事業）

第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。

- （1）郷土の歴史、民俗、芸術、産業、自然科学等に関する資料を収集研究し、整理保管して、展示すること。
- （2）資料に関する調査研究の報告書、解説書等を作成し、頒布すること。
- （3）資料館に係る情報の収集、交換等に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

2 各務原市木曾川文化史料館においては、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事業を行う。

- （1）木曾川に関する自然、歴史、文化等に関する資料を展示すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

（職員）

第4条 資料館に館長その他必要な職員を置く。

（入館の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- （1）感染症の疾病にかかっていると認められる者
- （2）公益を害し、又は善良な風俗を害するおそれがある者
- （3）資料館の建物、附属設備、資料等を損傷するおそれがある者

(4) その他資料館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償の義務)

第6条 資料館の建物、附属設備、資料等を損傷した者は、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(各務原市川島会館条例の一部改正)

2 各務原市川島会館条例(平成16年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 各務原市木曽川文化史料館 各務原市歴史民俗資料館条例(平成29年条例第 号)

議第 8 2 号

各務原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

各務原市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

議第 83 号

岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、岐阜県市町村職員退職手当組合理約を次のように変更するものとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

岐阜県市町村職員退職手当組合の構成団体を改める等のため、この規約を定めようとする。

岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

第1条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約（昭和36年9月30日岐阜県指令第13261号許可）の一部を次のように改正する。

第2条中「市町村の」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する」に改める。

第5条の前の見出しを「（議会議員の定数及び選挙の方法等）」に改め、同条を次のように改める。

第5条 組合議会の議員の定数は28人とし、それぞれ次の各号に定める者をもって充てる。

- （1）組合を組織する市の長 7人
- （2）組合を組織する市の議会の議長が互選した者 1人
- （3）各郡町村長会長 17人
- （4）岐阜県町村議会議長会の正副会長 3人

第10条第2項中「学識経験」を「知識経験」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 監査委員の任期は、4年とする。

第14条第2項を次のように改める。

2 前項の率は、一般職については1000分の110以内、特別職については1000分の300以内とし、組合市町村の退職者数及び組合の事務費その他の事情を勘案して算定するものとする。

別表を次のように改める。

<別 表>

1. 市 町 村

美濃市 瑞浪市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 土岐市 各務原市
羽島郡 川島町 岐南町 笠松町 柳津町
海津郡 海津町 平田町 南濃町
養老郡 養老町 上石津町
不破郡 垂井町 関ヶ原町
安八郡 神戸町 輪之内町 安八町 墨俣町
揖斐郡 揖斐川町 谷汲村 大野町 池田町 春日村 久瀬村 藤橋村 坂内村 徳山村

本巣郡 北方町 本巣町 穂積町 巣南町 真正町 糸貫町 根尾村
 山県郡 高富町 伊自良村 美山町
 武儀郡 洞戸村 板取村 武芸川町 武儀町 上之保村
 郡上郡 八幡町 大和村 白鳥町 高鷲村 美並村 明方村 和良村
 加茂郡 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村
 可児郡 御嵩町 可児町 兼山町
 土岐郡 笠原町
 恵那郡 坂下町 川上村 加子母村 付知町 福岡町 蛭川村 岩村町 山岡町 明智町 串原村 上矢作町
 益田郡 萩原町 小坂町 下呂町 金山町 馬瀬村
 大野郡 丹生川村 清見村 荘川村 白川村 宮村 久々野町 朝日村 高根村
 吉城郡 古川町 国府町 河合村 宮川村 神岡町 上宝村

2. 一部事務組合

羽島郡岐南町・笠松町中学校組合 羽島郡消防事務組合 岐阜県地方競馬組合
 笠松競馬場管理組合 海津郡消防組合 今尾中学校組合 養南中学校組合
 南濃中学校組合 安八郡東安中学校組合 南濃衛生施設利用事務組合 岐阜県
 西濃町村競輪組合 西南濃粗大廃棄物処理組合 西濃環境整備組合 不破消防
 組合 揖斐郡養基小学校養基保育所組合 揖斐川水防事務組合 揖斐郡青年の
 家事務組合 揖斐郡消防組合 本巣郡町村造林組合 本巣衛生施設利用組合
 北方小中学校給食共同調理組合 本巣消防事務組合 本巣郡北方町
 岐阜市 中学校組合
 本巣老人福祉施設事務組合 岐北衛生施設利用組合 山県郡環境衛生施設組
 合 中濃市町村造林組合 郡上造林組合 郡上南部環境衛生施設利用組合 郡
 上広域行政事務組合 可茂衛生施設利用組合 美濃加茂市富加町中学校組合
 可茂消防事務組合 中濃体育館組合 可児川防災溜池一部事務組合 御嵩町
 兼山町 中
 学校組合 可児郡青年の家事務組合 恵那郡南部衛生施設利用組合 恵那郡北
 部衛生施設利用組合 加子母、東白川学校給食共同調理組合 中津川・恵那広
 域行政事務組合 益田郡衛生施設利用組合 益田地域広域町村圏事務組合 大
 野郡会館組合 南大野衛生施設利用組合 荘白川衛生施設利用組合 北吉城衛
 生施設利用組合 岐阜県市町村会館組合 岐阜県市町村職員退職手当組合

第2条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「議長は組合長を、副議長は副組合長をもってこれに充てる」を「議員のうちから選挙する」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長及び副議長の任期は、2年とする。

別表中「可茂消防事務組合」の次に「可茂公設地方卸売市場組合」を加える。

第3条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条中「28人」を「30人」に改め、同条第1号中「7人」を「8人」に改め、同条第2号中「1人」を「2人」に改める。

別表中「各務原市」の次に「可児市」を加え、「可児町」を削り、「笠松競馬場管理組合」の次に「木曽川右岸地帯水防事務組合」を加え、「今尾中学校組合」及び「北方小中学校給食共同調理組合」を削り、「本巣老人福祉施設事務組合」の次に「本巣福祉医療施設事務組合」を、「山県郡環境衛生施設組合」の次に「山県消防組合」を加え、「郡上南部環境衛生施設利用組合」を削り、「可児川防災溜池一部事務組合」を「可児川防災等ため池組合」に改め、「中津川・恵那広域行政事務組合」の次に「恵那市体育館管理組合 恵南消防組合」を加え、「益田郡衛生施設利用組合」を削る。

第4条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「山県消防組合」の次に「山県農業共済事務組合」を、「恵南消防組合」の次に「恵南農業共済事務組合 恵北消防組合」を加える。

第5条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「不破消防組合」の次に「海津郡農業共済事務組合」を加え、「郡上造林組合」及び「中濃体育館組合」を削り、「可児郡青年の家事務組合」を「可児青年の家事務組合」に、「益田地域広域町村圏事務組合」を「益田広域事務組合」に改め、「荘白川衛生施設利用組合」の次に「大野郡特別養護老人ホーム事務組合」を加える。

第6条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「養南中学校組合」を削り、「海津郡農業共済事務組合」の次に「不破准看護婦学校組合」を加え、「本巣郡北方町
岐阜市
中学校組合」を削り、「可茂公設
地方卸売市場組合」の次に「可茂農業共済事務組合」を、「大野郡特別養護老人

ホーム事務組合」の次に「大野郡農業共済事務組合 飛騨消防組合 南吉城衛生施設利用組合 吉城老人福祉施設事務組合 吉城農業共済事務組合」を加え、「北吉城衛生施設利用組合」を「北吉城地区事務組合」に改める。

第7条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「大和村」を「大和町」に改め、「本巣福祉医療施設事務組合」の次に「本巣農業共済事務組合」を、「可児青年の家事務組合」の次に「東濃西部農業共済事務組合」を加える。

第8条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「徳山村」を削る。

第9条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「山県農業共済事務組合」の次に「山県郡老人福祉施設事務組合」を加える。

第10条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第3条中「勸しょう」を「勸奨」に改める。

第10条第4項中「選任せられた」を「選任された」に改める。

第12条及び第15条中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

別表中「羽島郡岐南町・笠松町中学校組合 羽島郡消防事務組合」を「羽島郡消防事務組合」に改め、「不破准看護婦学校組合」の次に「海津郡老人福祉施設事務組合」を加える。

第11条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「海津郡老人福祉施設事務組合」の次に「高須輪中衛生施設利用組合」を、「中濃市町村造林組合」の次に「中濃消防組合」を加え、「可児青年の家事務組合」及び「恵那市体育館管理組合」を削り、「恵南農業共済事務組合」を「恵那南部農業共済事務組合」に改める。

第12条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「南濃中学校組合」及び「大野郡農業共済事務組合」を削り、「飛騨消防組合」の次に「飛騨農業共済事務組合」を加え、「吉城農業共済事務組合」を削る。

第13条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「揖斐郡消防組合」の次に「揖斐郡老人福祉施設事務組合」を、「山県

郡老人福祉施設事務組合」の次に「 山県郡障害児療育施設事務組合」を加える。

第14条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改める。

別表中「明方村」を「明宝村」に、「南大野衛生施設利用組合」を「南大野地域行政事務組合」に改める。

第15条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第14条第2項を次のように改める。

2 前項の率は、組合市町村の退職者数及び組合事務費その他の事情を勘案して算定するものとする。ただし、組合長が特に必要と認めた場合は組合議会の議決を経て増減することができる。

第16条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第4条中「岐阜市司町38番地岐阜県市町村会館内」を「岐阜市」に改める。

「第2章 組合議会」を「第2章 組合の議会」に改める。

第5条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（組合の議会の組織）」を付し、同条中「組合議会の議員」を「組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

第8条第2項中「議員」を「組合議員」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 組合には収入役を置かず、収入役の事務は副組合長が兼掌する。

第8条第7項を削る。

第10条第2項中「組合の議員」を「組合議員」に改め、同条第4項を削る。

第14条第2項中「組合議会」を「組合の議会」に改める。

別表中「 揖斐郡青年の家事務組合」を削る。

第17条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「高須輪中衛生施設利用組合」の次に「 安八老人福祉施設事務組合」を加える。

第18条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「各郡町村長会長」を「各郡町村会長」に改める。

第9条第2項中「岐阜県町村長会事務局長」を「岐阜県町村会事務局長」に改める。

別表中「笠松競馬場管理組合」を削り、「海津郡老人福祉施設事務組合」の次に「海津郡老人保健施設事務組合」を加え、「東濃西部農業共済事務組合」及び「恵那南部農業共済事務組合」を削り、「恵北消防組合」の次に「東濃農業共済事務組合」を加える。

第19条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「海津郡農業共済事務組合」、「本巣農業共済事務組合」及び「山県農業共済事務組合」を削り、「中濃消防組合」の次に「中濃地域農業共済事務組合」を加え、「可茂農業共済事務組合」を削る。

第20条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「恵那郡南部衛生施設利用組合」を「恵南福祉保健衛生施設組合」に改める。

第21条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第2条中「一部事務組合」を「地方公共団体の組合」に改める。

別表中「南吉城衛生施設利用組合 吉城老人福祉施設事務組合」を削り、「北吉城地区事務組合」の次に「吉城広域行政事務組合」を加える。

第22条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「2. 一部事務組合」を「2. 地方公共団体の組合」に改め、「吉城広域行政事務組合」を削り、同表に「(1) 一部事務組合」「(2) 広域連合」を加える。
益田広域連合 吉城広域連合

第23条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「揖斐郡老人福祉施設事務組合」の次に「西美濃さくら苑老人保健施設事務組合」を加え、「郡上広域行政事務組合」及び「益田広域事務組合」を削り、「益田広域連合」を「郡上広域連合 益田広域連合」に改める。

第24条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「郡上広域連合」を「揖斐広域連合 もとす介護保険広域連合 郡上広域連合」に改める。

第25条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「岐阜県西濃町村競輪組合」及び「海津郡老人福祉施設事務組合」を削り、「西美濃さくら苑老人保健施設事務組合」を「西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合」に改め、「本巣郡町村造林組合 本巣衛生施設利用組合」及び「本

巢老人福祉施設事務組合 本巢福祉医療施設事務組合」を削り、「可児川防災等ため池組合」の次に「可茂広域行政事務組合」を加え、「北吉城地区事務組合」を削り、「揖斐広域連合 もとす介護保険広域連合」を「海津郡サンリバー広域連合 揖斐広域連合 もとす広域連合」に改める。

第26条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「羽島郡消防事務組合 岐阜県地方競馬組合」を「岐阜県地方競馬組合」に、「不破准看護婦学校組合」を「不破准看護学校組合」に改め、「海津郡老人保健施設事務組合」を削り、「海津郡サンリバー広域連合」を「羽島郡広域連合 海津郡サンリバー広域連合」に改める。

第27条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「8人」を「9人」に改め、同条第3号中「17人」を「16人」に改める。

別表中「可児市」の次に「山県市」を加え、「山県郡 高富町 伊自良村 美山町」及び「山県郡環境衛生施設組合 山県消防組合 山県郡老人福祉施設事務組合 山県郡障害児療育施設事務組合」を削る。

第28条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条中「30人」を「31人」に改め、同条第1号中「9人」を「10人」に改める。

「第6章 雑則」を「第6章 加入及び脱退の取扱い」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 新たに市町村及び地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合がこの組合に加入する場合、又は組合市町村がこの組合から脱退する場合の取扱いは、別に条例で定める。

別表中「山県市」の次に「瑞穂市」を加え、「穂積町 巢南町」を削る。

第29条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条中「31人」を「33人」に改め、同条第1号中「10人」を「12人」に改める。

別表中「瑞穂市」の次に「飛騨市 本巣市」を加え、「本巣町 真正町 糸貫町 根尾村」、「古川町」及び「河合村 宮川村 神岡町」を削り、「飛騨農業共済事務組合」の次に「古川国府給食センター利用組合」を加え、「吉城広域連合」を削る。

第30条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「12人」を「14人」に改め、同条第3号中「16人」を「14人」に改める。

別表中「本巣市」の次に「郡上市 下呂市」を加え、「郡上郡 八幡町 大和町 白鳥町 高鷺村 美並村 明宝村 和良村」、「益田郡 萩原町 小坂町 下呂町 金山町 馬瀬村」及び「郡上広域連合 益田広域連合」を削る。

第31条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第3条中「（在職中特に功績のあった者又は勸奨により退職した者に対し、当該市町村がこの規約に定める退職手当の支給の基準をこえて支給する退職手当に係る部分を除く。）」を削る。

別表中「不破准看護学校組合」、「揖斐郡老人福祉施設事務組合」及び「加子母、東白川学校給食共同調理組合」を削る。

第32条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「恵那市」を削り、「羽島市」の次に「恵那市」を加え、「岩村町 山岡町 明智町 串原村 上矢作町」、「恵南福祉保健衛生施設組合」及び「恵南消防組合」を削る。

第33条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「川島町」を削る。

第34条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「大野郡特別養護老人ホーム事務組合」を削る。

第35条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「揖斐川町 谷汲村」を削り、「揖斐郡」の次に「揖斐川町」を加え、「春日村 久瀬村 藤橋村 坂内村」を削る。

第36条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条中「33人」を「32人」に改め、同条第3号中「14人」を「13人」に改める。

別表中「丹生川村 清見村 荘川村」、「宮村 久々野町 朝日村 高根村」、「吉城郡 国府町 上宝村」、「大野郡会館組合 南大野地域行政事務組合 荘白川衛生施設利用組合 飛騨消防組合」及び「古川国府給食センター利用組合」を削る。

第37条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条中「32人」を「31人」に改め、同条第3号中「13人」を「12人」に改める。

別表中「武儀郡 洞戸村 板取村 武芸川町 武儀町 上之保村」を削る。

第38条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条中「31人」を「30人」に改め、同条第3号中「12人」を「11人」に改める。

別表中「恵那郡 坂下町 川上村 加子母村 付知町 福岡町 蛭川村」及び「恵那郡北部衛生施設利用組合 中津川・恵那広域行政事務組合 恵北消防組合」を削る。

第39条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「14人」を「15人」に改め、同条第3号中「11人」を「10人」に改める。

別表中「下呂市」の次に「海津市」を加え、「海津郡 海津町 平田町 南濃町」、「海津郡消防組合」、「高須輪中衛生施設利用組合」及び「海津郡サンリバー広域連合」を削る。

第40条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「中濃市町村造林組合」を削る。

第41条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条中「30人」を「28人」に改め、同条第4号中「正副会長」を「会長」に、「3人」を「1人」に改める。

第42条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「兼山町」を削り、「御嵩町 中学校組合」を「可児市・御嵩町中学校組合」に改める。

第43条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「柳津町」を削る。

第44条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条中「28人」を「27人」に改め、同条第3号中「10人」を「9人」に改める。

別表中「土岐郡 笠原町」を削る。

第45条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「 上石津町」及び「 墨俣町」を削る。

第46条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「安八郡東安中学校組合」を「大垣市・安八郡安八町東安中学校組合」に、
「安八老人福祉施設事務組合」を「あすわ苑老人福祉施設事務組合」に改める。

第47条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（組合長、副組合長及び会計管理者）」に改め、同条第1項
中「組合長及び副組合長1人」を「組合長、副組合長1人及び会計管理者」に改め、
同条第6項を次のように改める。

6 会計管理者は、組合長が定める組合市町村の会計管理者をもって充てる。

第48条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第4条中「岐阜市」の次に「藪田南5丁目14番53号」を加える。

第5条第3号を次のように改める。

（3）岐阜県町村会が推せんする組合を組織する町村の長 9人

第49条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「 可茂広域行政事務組合」を削る。

第50条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（組合の議会の組織）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は27人とし、組
合市町村の長及び組合市町村の議会議長の職にある者のうちから、次の区分に従
いそれぞれ選任する。

区分	人数	選任の方法
市長	15人	全員
市の議会議長	2人	互選
町村長	9人	互選
町村の議会議長	1人	互選

第8条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第9条を次のように改める。

（職員）

第9条 組合に職員を置く。

2 前項の職員は、組合長がこれを任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

「第4章 退職手当を受ける者の範囲等」を「第4章 退職手当」に改める。

第11条中「組合市町村から給料の支給を受けている者で、条例で定めるもの又はその遺族とする」を「条例でこれを定める」に改める。

第12条中「国家公務員退職手当法及び他の市町村職員退職手当組合」を「国及び他の地方公共団体の職員」に改める。

第14条の見出しを「（負担金）」に改める。

第15条中「国家公務員退職手当法第5条の例による整理退職手当を受ける職員の属する」を「前条に定めるもののほか、」に改める。

別表を次のように改める。

別表

美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曽川右岸地帯水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合、中濃地域農業共済事務組合、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合、東濃農業共済事務組合、飛騨農業共済事務組合、岐阜県市町村会館組合、岐阜県市町村職員退職手当組合、羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合
--

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。ただし、次の表の左欄に掲げる規定中中欄の改正規定（中欄に規定がない場合にあつては、左欄に掲げる規定）は、それぞれ当該右欄に定める日から適用する。

条	改正規定	適用年月日
第1条		昭和52年10月1日
第2条	第7条の改正規定	昭和53年5月18日
	別表の改正規定	昭和52年8月1日
第3条	第5条の改正規定	昭和57年4月1日
	別表中「本巣福祉医療施設事務組合」及び「恵那市体育館管理組合」を加え、「益田郡衛生施設利用組合」を削る規定	昭和53年4月1日
	別表中「今尾中学校組合」及び「北方小中学校給食共同調理組合」を削り、「恵南消防組合」を加える規定	昭和54年4月1日
	別表中「木曽川右岸地帯水防事務組合」を加え、「郡上南部環境衛生施設利用組合」を削る規定	昭和55年4月1日
	別表中「可児川防災溜池一部事務組合」を「可児川防災等ため池組合」に改める規定	昭和55年4月28日
	別表中「山県消防組合」を加える規定	昭和56年4月1日
	別表中「可児市」を加え、「可児町」を削る規定	昭和57年4月1日
第4条		昭和57年4月1日
第5条	別表中「可児郡青年の家事務組合」を「可児青年の家事務組合」に改める規定	昭和57年4月1日
	別表中「海津郡農業共済事務組合」を加え、「中濃体育館組合」を削り、「益田地域広域町村圏事務組合」を「益田広域事務組合」に改める規定	昭和58年4月1日
	別表中「郡上造林組合」を削る規定	昭和58年12月1日
	別表中「大野郡特別養護老人ホーム事務組合」を加える規定	昭和59年4月1日
第6条	別表中「北吉城衛生施設利用組合」を「北吉	昭和59年2月28日

	城地区事務組合」に改める規定	
	別表中「養南中学校組合」及び「本巣 岐阜 郡北方町 中学校組合」を削る規定 阜市」	昭和59年4月1日
	別表中「不破准看護婦学校組合」、「可 茂農業共済事務組合」及び「大野郡農業共 済事務組合 飛騨消防組合 南吉城衛生施 設利用組合 吉城老人福祉施設事務組合 吉城農業共済事務組合」を加える規定	昭和60年4月1日
第7条	別表中「大和村」を「大和町」に改める規定	昭和60年11月1日
	別表中「本巣農業共済事務組合」及び「東 濃西部農業共済事務組合」を加える規定	昭和61年4月1日
第8条		昭和62年4月1日
第9条		昭和62年4月1日
第10条	本則の改正規定	昭和63年11月2日
	別表中「海津郡老人福祉施設事務組合」を 加える規定	昭和62年10月1日
	別表中「羽島郡岐南町・笠松町中学校組合 羽島郡消防事務組合」を「羽島郡消防事務組 合」に改める規定	昭和63年4月1日
第11条	別表中「可児青年の家事務組合」を削る規 定	昭和63年4月1日
	別表中「高須輪中衛生施設利用組合」を加 える規定	昭和63年7月1日
	別表中「中濃消防組合」を加え、「恵那 市体育館管理組合」を削り、「恵南農業共済 事務組合」を「恵那南部農業共済事務組合」 に改める規定	平成元年4月1日
第12条		平成2年4月1日

第 1 3 条		平成 3 年 4 月 1 日
第 1 4 条		平成 4 年 4 月 1 日
第 1 5 条		平成 5 年 4 月 1 日
第 1 6 条	本則の改正規定	平成 6 年 4 月 1 日
	別表の改正規定	平成 5 年 4 月 1 日
第 1 7 条		平成 6 年 4 月 1 日
第 1 8 条	本則の改正規定及び別表中「 笠松競馬場管理組合」、「 東濃西部農業共済事務組合」及び「 恵那南部農業共済事務組合」を削り、「恵北消防組合」の次に「 東濃農業共済事務組合」を加える規定	平成 8 年 4 月 1 日
	別表中「 海津郡老人保健施設事務組合」を加える規定	平成 8 年 7 月 1 日
第 1 9 条		平成 9 年 4 月 1 日
第 2 0 条		平成 1 0 年 4 月 1 日
第 2 1 条		平成 1 1 年 4 月 1 日
第 2 2 条		平成 1 1 年 1 0 月 1 日
第 2 3 条		平成 1 2 年 4 月 1 日
第 2 4 条		平成 1 3 年 4 月 1 日
第 2 5 条	別表中「西美濃さくら苑老人保健施設事務組合」を「西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合」に改める規定	平成 1 2 年 4 月 1 日
	別表中「 海津郡老人福祉施設事務組合」、「 本巣郡町村造林組合 本巣衛生施設利用組合」及び「 本巣老人福祉施設事務組合 本巣福祉医療施設事務組合」を削り、「 可茂広域行政事務組合」を加え、「 北古城地区事務組合」を削り、「揖斐広域連合 もとす介護保険広域連合」を「海津郡サンリバー広域連合 揖斐広域連合 もとす広域連合」	平成 1 3 年 4 月 1 日

	に改める規定	
	別表中「岐阜県西濃町村競輪組合」を削る規定	平成13年5月1日
第26条	別表中「羽島郡消防事務組合 岐阜県地方競馬組合」を「岐阜県地方競馬組合」に改め、 「海津郡老人保健施設事務組合」を削り、 「海津郡サンリバー広域連合」を「羽島郡広域連合 海津郡サンリバー広域連合」に改める規定	平成14年4月1日
	別表中「不破准看護婦学校組合」を「不破准看護学校組合」に改める規定	平成14年4月11日
第27条		平成15年4月1日
第28条	第5条及び別表の改正規定	平成15年5月1日
	第6章の章名及び第17条の改正規定	平成15年12月8日
第29条		平成16年2月1日
第30条		平成16年3月1日
第31条	本則の改正規定	平成16年11月29日
	別表の改正規定	平成16年4月1日
第32条		平成16年10月25日
第33条		平成16年11月1日
第34条		平成16年12月1日
第35条		平成17年1月31日
第36条		平成17年2月1日
第37条		平成17年2月7日
第38条		平成17年2月13日
第39条		平成17年3月28日
第40条		平成17年4月1日
第41条		平成17年8月9日
第42条		平成17年5月1日
第43条		平成18年1月1日

第44条		平成18年1月23日
第45条		平成18年3月27日
第46条		平成18年3月27日
第47条		平成19年4月1日
第48条		平成24年2月15日
第49条		平成29年4月1日
第50条	別表の改正規定	平成30年4月1日

議第 8 4 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 無償譲渡する財産

名 称 那加保育所

所 在 地 各務原市那加手力町 6 2 番地

(1) 建物（附属設備一式を含む。）

構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建

延べ床面積 9 2 5 . 4 7 平方メートル

(2) 附属建物

種 類	構 造	床面積
自転車置場	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	10.86 平方メートル

(3) 工作物・立木一式

2 無償譲渡の相手方

各務原市蘇原新生町 1 丁目 2 3 番地

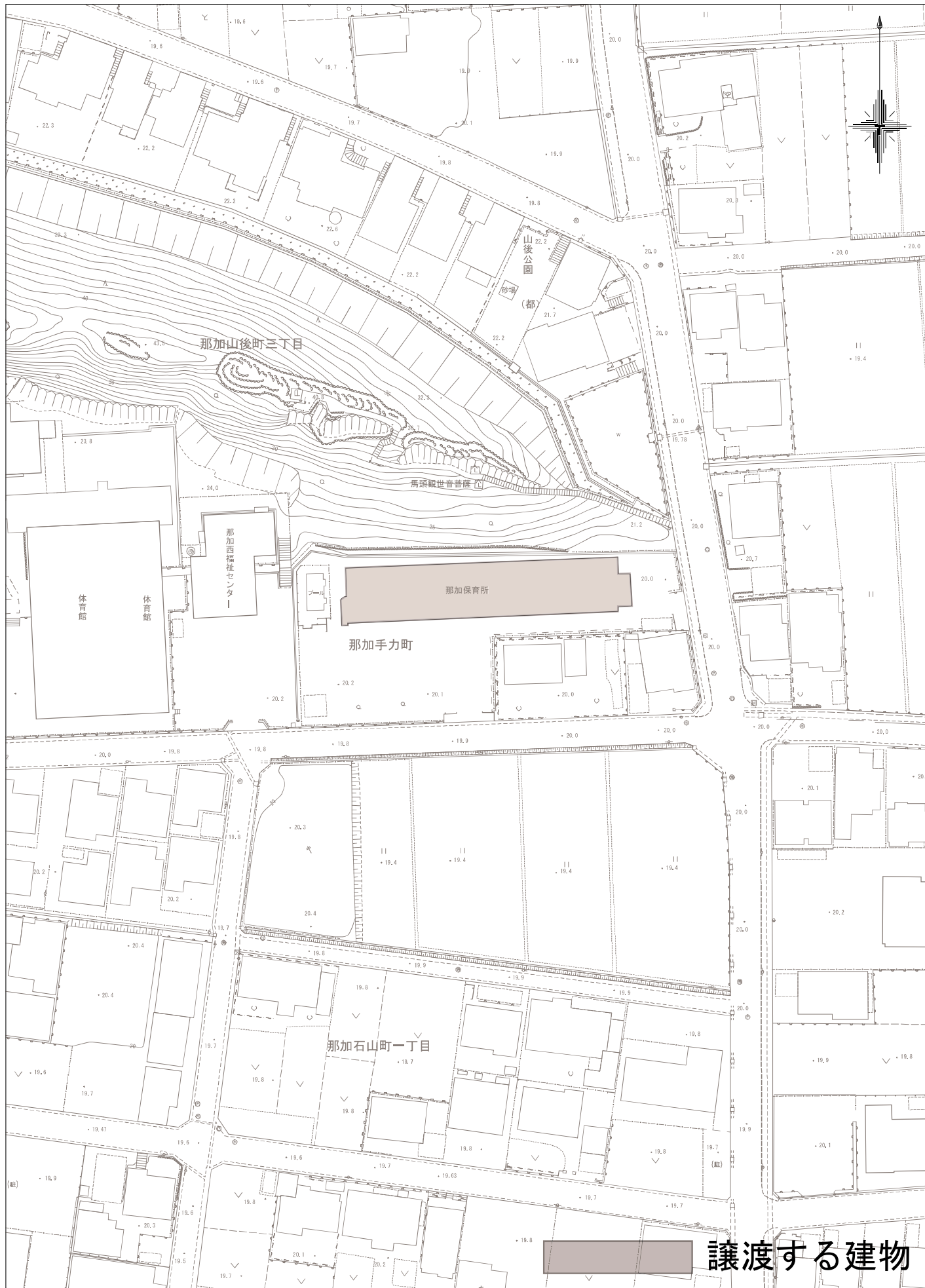
社会福祉法人孝愛会 理事長 小 川 博 久

3 無償譲渡の理由

平成 1 9 年に民営化した那加保育所の園舎等を無償で譲渡することにより、相手方が今まで以上に安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするため。

4 無償譲渡する日

平成 3 0 年 4 月 1 日



議第 85 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 無償譲渡する財産

名 称 更木保育園（旧更木保育所）

所 在 地 各務原市小佐野町 3 丁目 201 番地

（1）建物（附属設備一式を含む。）

構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建

延べ床面積 705.86 平方メートル

（2）附属建物

種 類	構 造	床面積
自転車置場	軽量鉄骨造合成樹脂板葺平屋建	6.44 平方メートル
プロパン庫	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	6.75 平方メートル

（3）工作物・立木一式

2 無償譲渡の相手方

各務原市川島松原町 234 番地 2

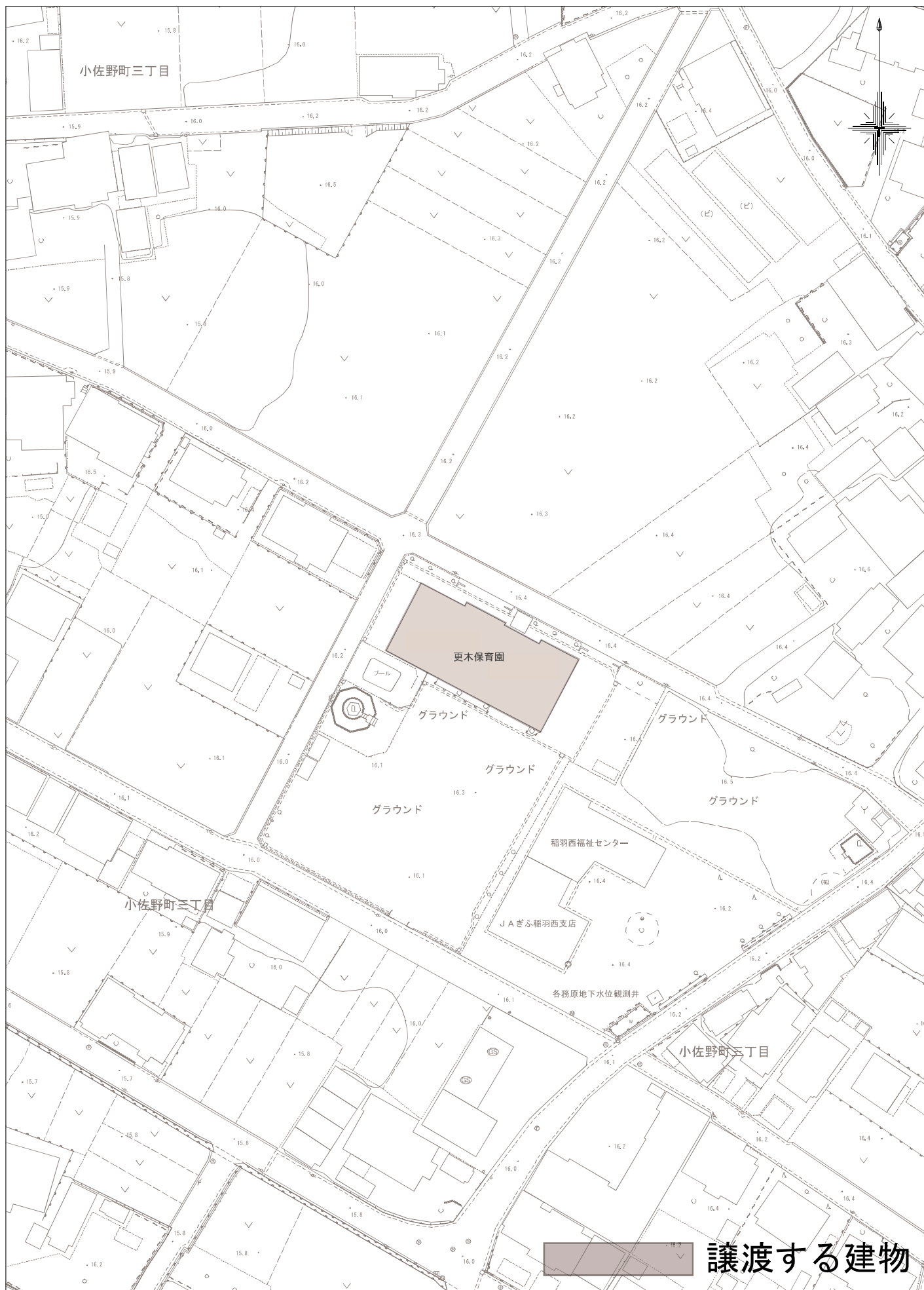
社会福祉法人西養寺福祉会 理事長 三 宅 隆 教

3 無償譲渡の理由

平成 20 年に民営化した更木保育園（旧更木保育所）の園舎等を無償で譲渡することにより、相手方が今まで以上に安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするため。

4 無償譲渡する日

平成 30 年 4 月 1 日



議第 86 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 無償譲渡する財産

名 称 鵜沼東保育所

所 在 地 各務原市鵜沼東町 3 丁目 295 番地

(1) 建物 (附属設備一式を含む。)

構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建

延べ床面積 911.50 平方メートル

(2) 工作物・立木一式

2 無償譲渡の相手方

岐阜県可児郡御嵩町中字西田 903 番地 9

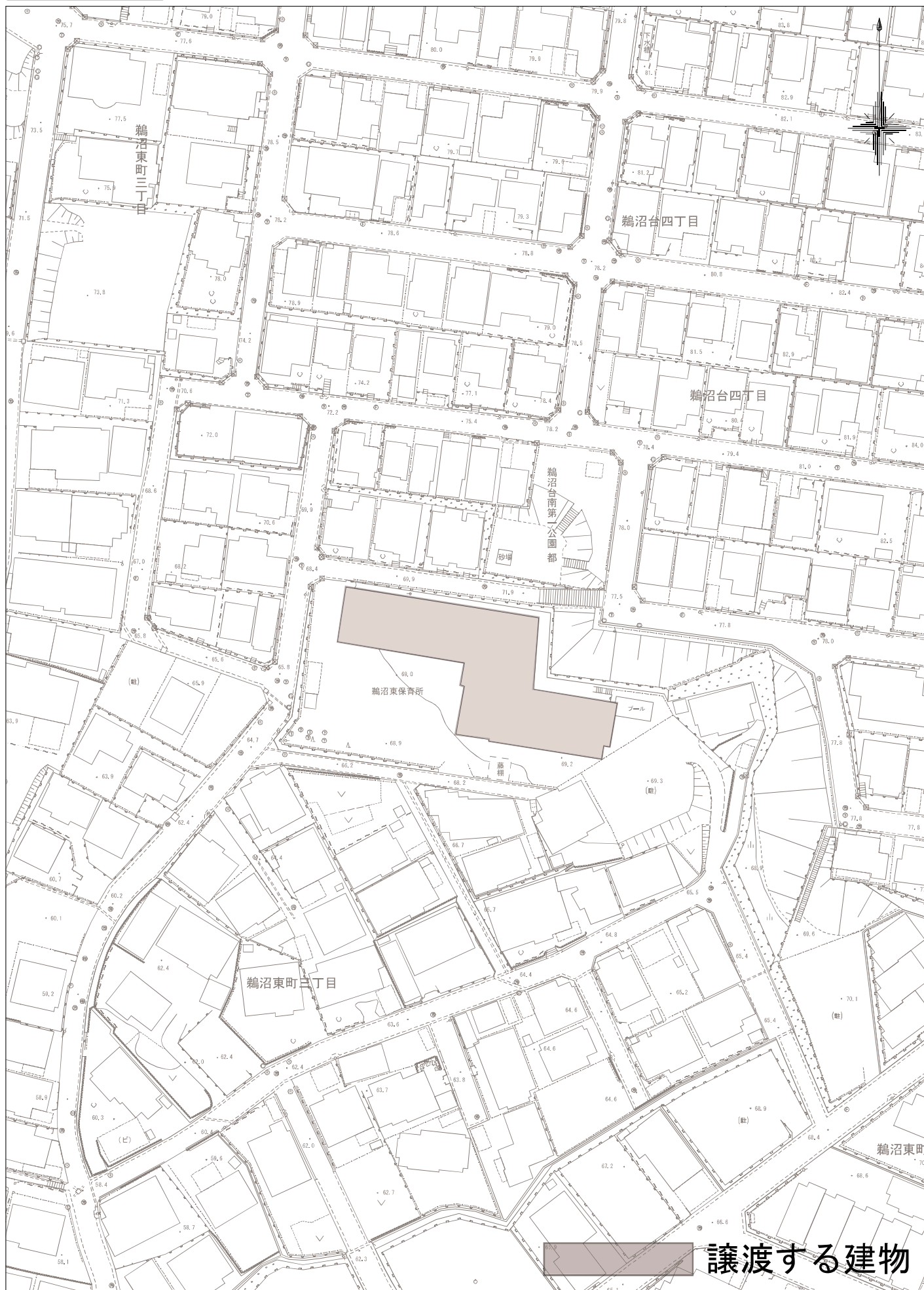
学校法人杉山第三学園 理事長 杉 山 一 夫

3 無償譲渡の理由

平成 20 年に民営化した鵜沼東保育所の園舎等を無償で譲渡することにより、相手方が今まで以上に安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするため。

4 無償譲渡する日

平成 30 年 4 月 1 日



議第 87 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 無償譲渡する財産

名 称 蘇原南保育所

所 在 地 各務原市蘇原六軒町 4 丁目 6 番地 4

(1) 建物（附属設備一式を含む。）

構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建

延べ床面積 834.38 平方メートル

(2) 附属建物

種 類	構 造	床面積
自転車置場	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	10.86 平方メートル

(3) 工作物・立木一式

2 無償譲渡の相手方

各務原市蘇原新生町 1 丁目 23 番地

社会福祉法人孝愛会 理事長 小 川 博 久

3 無償譲渡の理由

平成 21 年に民営化した蘇原南保育所の園舎等を無償で譲渡することにより、相手方が今まで以上に安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするため。

4 無償譲渡する日

平成 30 年 4 月 1 日

資料

位置図

1:1000



議第 88 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

指定管理者に管理 を行わせようとする 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
各務原市丸子町 ふれあいセンター	各務原市鵜沼丸子町 3 丁目 20 番地 丸子町自治会 区長 早 川 文 雄	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 38 年 3 月 31 日まで
各務原市東新町 ふれあいセンター	各務原市那加東新町 1 丁目 76 番地 1 東新町自治会 会長 森 義 行	平成 30 年 3 月 1 日から 平成 38 年 3 月 31 日まで

議第 89 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館

2 指定管理者となる団体の名称

各務原市下切町 5 丁目 1 番地

一般財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館

理事長 松 井 孝 典

3 指定の期間

平成 30 年 3 月 24 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

議第 9 0 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

各務原市民会館

各務原市文化ホール

2 指定管理者となる団体の名称

岐阜市茜部中島 3 丁目 4 4 番地

サンエス株式会社

代表取締役 増 田 将 吾

3 指定の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

議第 9 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

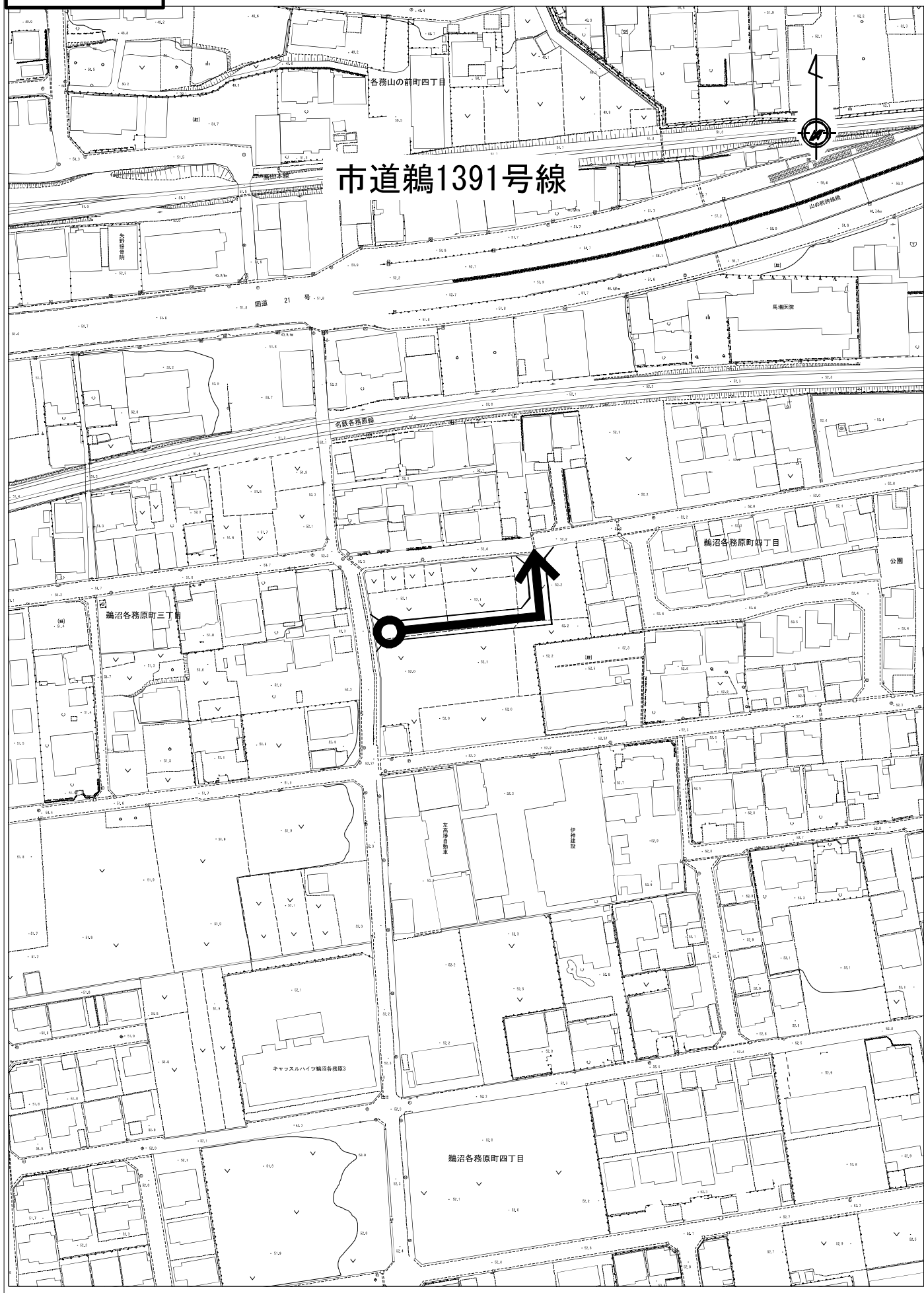
平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日提出

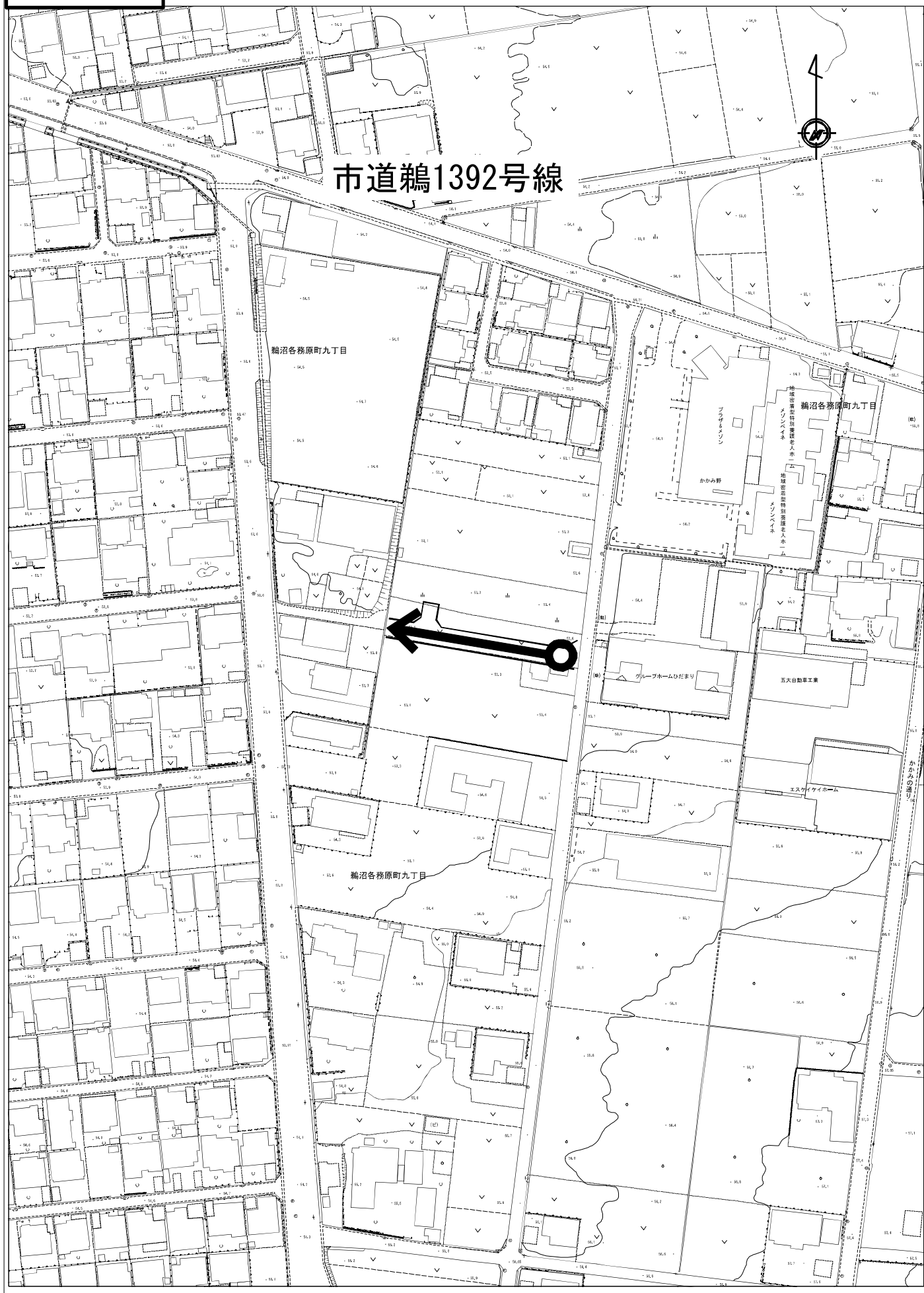
各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 3 9 1 号線	各務原市鵜沼各務原町 4 丁目 2 3 1 番 4 6 地先から	
	各務原市鵜沼各務原町 4 丁目 2 3 1 番 4 0 地先まで	
市道 鵜 1 3 9 2 号線	各務原市鵜沼各務原町 9 丁目 1 8 3 番 1 地先から	
	各務原市鵜沼各務原町 9 丁目 1 8 3 番 1 地先まで	





議第 9 2 号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

市道那 3 7 8 号線道路改良事業に伴う新加納第 2 踏切道の廃止により、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

1 廃止路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 那 4 2 4 号線	各務原市那加宮浦町 9 2 番 地先から	
	各務原市那加新加納町字町裏 2 6 2 7 番 地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 那 4 2 4 号線	各務原市那加宮浦町 9 2 番 地先から	
	各務原市那加宮浦町 9 3 番 地先まで	
市道 那 1 1 3 0 号線	各務原市那加新加納町字町裏 2 6 2 2 番 地先から	
	各務原市那加新加納町字町裏 2 6 2 7 番 1 地先まで	

